

文化会館使用料の改定(案)について

1.施設概要

益城町文化会館(以下、「文化会館」)は、熊本県上益城郡益城町木山 381 番地 1 に所在する、鉄骨・鉄筋コンクリート造 2 階建の文化施設である。文化会館は、平成 2(1990)年 3 月 31 日竣工、同年 4 月 26 日に開館した。敷地面積は 11,056 平方メートル、建築面積は 2,313 平方メートル、建築延面積は 2,736 平方メートルである。建設費は 1,454 百万円。

文化会館ホールの特徴としては音楽を主体にした多目的ホールで、世界最高の音楽ホールといわれるウィーンの「ムジークフェライン」や「ボストンシンフォニーホール」と同じシューボックス(直方体)タイプとなっており、客席一人あたりの気積を 10 立方メートル以上とり、クラシック演奏に最適な環境を作り出している(残響時間:満席時 1.5 秒)。2 階にバルコニー席を設け、ヨーロッパ風の伝統的なコンサートホールの雰囲気を出し出すよう設計され、さらに、演奏会のアナウンス、講演会のスピーチも聞きやすいよう考慮されている。

ホールの収容定員は 517 人で、1 階に 453 席(移動席 4 席・車イス 3 席含む)、2 階に 64 席を設ける。

ホール以外の文化会館施設は、控室 2 室、リハーサル室、第 1 練習室、第 2 練習室、第 3 練習室、また、特筆すべき備品として、外国製のグランドピアノ 2 台(スタインウェイ社製/ベーゼンドルファーインペリアル社製)を所有する。

文化会館の設置者は益城町であるが、平成 27(2015)年度より指定管理者による運営形態となっている。現在の指定管理者は、「益城町文化会館管理運営共同体」である。

2. 文化会館の存在意義

平成元(1989)年 6 月 20 日に制定された『益城町文化会館条例』第 1 条に、「町民の文化振興を図るため、益城町文化会館を設置する。」と設置目的が、また同条例第 3 条にはこの設置目的を達成するための業務が謳ってある。

文化会館は、町民の文化的欲求を満ち、かつ文化的資質の向上を図るために必要な中心拠点であり、町全体の文化振興において欠くことのできない町有施設である。

3.算定方法

算出根拠となる経費については、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針に基づき、令和 4 年度から令和 6 年度決算総額(直近 3 年分)を元に算出している。

区分			使用料						
			午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	冷暖房使用料
			9時～12 時	13時～17 時	18時～22 時	9時～	13時～	9時～	
ホール	使用者が	平日	7,700円	10,300円	12,400円	18,000円	22,700円	30,400円	(1時間当たり)
	入場料を	土曜日、日曜日及び休日	9,400円	12,600円	15,100円	22,000円	27,700円	37,100円	冷房
	徴収しない場合								4,400円
	使用者が	平日	17,000円	22,600円	28,000円	39,600円	50,600円	67,600円	暖房
	入場料を	土曜日、日曜日及び休日	20,700円	27,600円	34,000円	48,300円	61,600円	82,300円	3,400円
	徴収する場合								

	ステージ		2,700円	3,600円	4,300円	6,300円	7,900円	10,600円	(1時間当たり) 冷房 2,200円 暖房 1,700円
その他	第1練習室	時間区分	1,700円	2,300円	2,700円	4,000円	5,000円	6,700円	(1時間当たり) 冷房 700円 暖房 500円
		1時間当たり	600円	600円	700円				
	第2練習室	時間区分	1,200円	1,700円	2,400円	2,900円	4,100円	5,300円	
		1時間当たり	450円	450円	650円				
	第3練習室	時間区分	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,200円	3,000円	
		改定案	300円	400円	400円	700円	800円	1,100円	
		1時間当たり	300円	300円	350円				
		改定案	100円	100円	100円				
	リハーサル室(1)	時間区分	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,200円	3,000円	
		1時間当たり	300円	300円	350円				
	リハーサル室(2)	時間区分	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,200円	3,000円	
		1時間当たり	300円	300円	350円				
	控室(1)		800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,200円	3,000円	
	控室(2)		800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,200円	3,000円	
附属設備等			町長が定める額						

施設名 (益城町文化会館)

令和7年度調査項目			
使用料に係る根拠条例等		適用除外の有・無	適用除外該当の理由
益城町文化会館条例		無	
最終料金見直し年度	令7年度		

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	75,294,913
------------------	------------

経 費 (円)		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		74,997,405	79,673,283	71,214,051
人件費		710,823	730,048	750,551
	職員給与	710,823	730,048	750,551
	平均給与(円)	5,467,868	5,615,754	5,773,466
	職員数(人)	0.13	0.13	0.13
	報酬		0	0
物件費	その他	0	0	0
		40,786,580	41,132,641	40,163,970
	賃金	0	0	0
	需用費	99,620	86,749	43,035
	光熱水費	99,620	86,749	43,035
	燃料費	0	0	0
	消耗品費	0	0	0
	その他	0	0	0
	役務費	256,960	110,628	67,935
	委託料	40,232,000	40,050,000	40,053,000
維持補修費	使用料・賃借料		0	0
	その他	198,000	885,264	0
		3,672,372	7,982,964	471,900
減価償却費	修繕費	3,672,372	7,982,964	471,900
	その他	0	0	0
		29,827,630	29,827,630	29,827,630
	建物	29,827,630	29,827,630	29,827,630

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)
建物(H2建)	鉄筋コンクリート	50	0.013	1,454,000,000
減価償却費	26,172,000	(1,454,000,000円×0.9)/50		
建物(H28～災害復旧単費)	鉄筋コンクリート	50	0.020	203,090,583
減価償却費	3,655,630	(203,090,583円×0.9)/50		
	29,827,630			

(施設の概要等)

施設の概要	(建築年次)	平成2(1990)年	(構造)鉄骨、鉄筋コンクリート2階建
	(総面積)	2,736	←機械室・バックヤード含む

貸出施設	面積(㎡)	共有施設	面積(㎡)	共有施設	面積(㎡)
ホール	793.7	ホワイエ	186.0	トイレ	88.0
ホールステージ	115.5	エントランスロビー	71.5	出演者用トイレ	17.7
第1練習室	60.0	主催者控室	8.8		
第2練習室	30.0	バーコーナー	18.8		
第3練習室	14.0	給湯室	7.6		
リハーサル室(1)・(2)	51.0	ロビー	27.0		
控室(1)・(2)	31.0	音楽資料コーナー	25.0		
計 ②					1,545

年間開館日数	307	⇒	年間使用可能時間	3,991.0 時間
1日の開館時間	13.0		③	

原価算定

1㎡あたり単価	④ = ① ÷ ②	48,720
1㎡・1時間あたり単価	④ ÷ ③	12.21

施設名 (益城町文化会館)

1㎡・1時間あたり単価	12.21
-------------	-------

使用料原価（1時間あたり）

貸出施設	面積（㎡）	積算	使用料原価（円）
ホール	793.7	1㎡・1時間あたり単価×面積	9,689
ホールステージ	115.5		1,410
第1練習室	60.0		732
第2練習室	30.0		366
第3練習室	14.0		171
リハーサル室(1)・(2)	51.0		623
控室(1)・(2)	31.0		378

※ 使用料原価には、1時間あたりの冷暖房費が含まれています。

施設の受益者負担の割合

施設の分類・区分	負担割合（％）	区分及び負担割合の設定理由
第2分類	30	不特定多数の利用があるため。

使用料受益者負担（1時間あたり）

貸出施設	使用料原価（円）	受益者負担（円）	現行使用料（円）	備考(冷暖房費)	計(参考)
ホール	9,689	2,907	2,853	3,900	6,753
ホールステージ	1,410	423	815	1,950	2,765
第1練習室	732	220	515	600	1,115
第2練習室	366	110	408	600	1,008
第3練習室	171	51	231	600	831
リハーサル室(1)・(2)	623	187	462	600	1,062
控室(1)・(2)	378	114	462	600	1,062

※ 現行使用料以外に冷暖房費を別途徴収している場合は、備考欄に1時間あたりの料金を記載してください。

※ 時間帯ごとに使用料が異なるため、ホールは利用の多い土日及び休日の全日使用料÷13時間で計算。
その他は全日使用料÷13時間で1時間当たりの金額を算出。

見直しの必要性の有無

貸出施設	現行使用料（円）	受益者負担（円）	最終決定 改定料金案
ホール	2,853	2,907	2,853
ホールステージ	815	423	815
第1練習室	515	220	515
第2練習室	408	110	408
第3練習室	231	51	100
リハーサル室(1)・(2)	462	187	462
控室(1)・(2)	462	114	462

理由	本来ならば、ホール含め試算表に基づき全ての貸出施設について改定を検討するべきであるが、区画整理等で復興途上にあり、特に駐車場においては利用者に不便な状況を強いており、利用離れが起きている状態もある。
----	---

参考資料
備品等の貸出しがあれば、その内容を記載してください。

備品等名	貸出料金（円）	備品等名	貸出料金（円）

第3練習室の値下げ

R6年度 第3練習室の利用率比較

利用月	利用施設	利用件数	町外	町内	町内比率
2024年4月	第三練習室	8		8	100.0%
2024年5月	第三練習室	10	1	9	90.0%
2024年6月	第三練習室	10		10	100.0%
2024年7月	第三練習室	14	1	13	92.9%
2024年8月	第三練習室	3	1	2	66.7%
2024年9月	第三練習室	8	2	6	75.0%
2024年10月	第三練習室	4		4	100.0%
2024年11月	第三練習室	12	1	11	91.7%
2024年12月	第三練習室	6	1	5	83.3%
2025年1月	第三練習室	6	1	5	83.3%
2025年2月	第三練習室	9	3	6	66.7%
2025年3月	第三練習室	4		4	100.0%
		94	11	83	88.3%

◎稼働率が他と比べて低いため、値下げを行い、稼働率向上を図る。

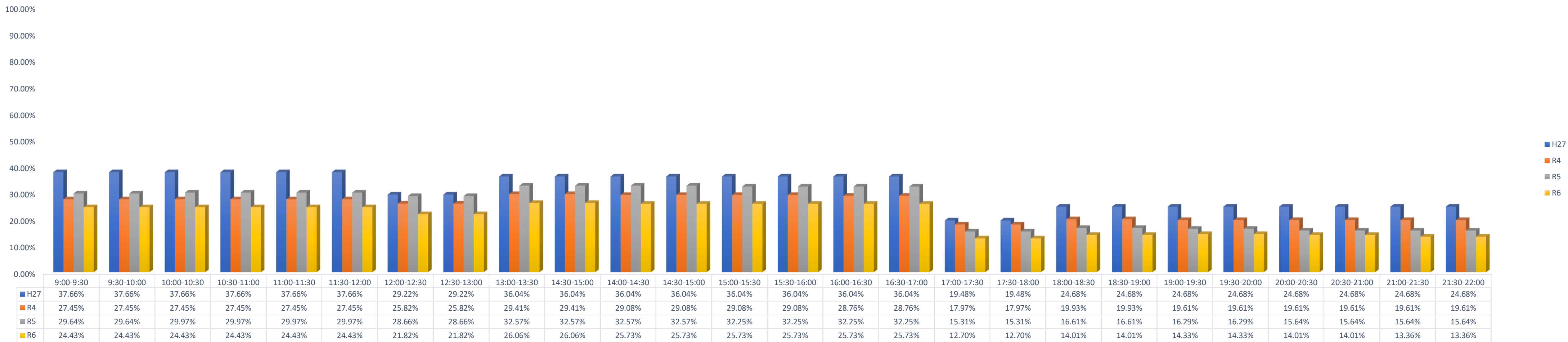
- ✓ 現状、部屋が狭いため個人レッスンやホールで公演の際の控室、道具置きとして使用されていることが多い。
- ✓ 下記の町内・町外比較表より町内利用者がほとんどであり、町民サービスの観点からも望ましいのではないかと。
- ✓ 現行の貸出料金区分等を全て1時間当たり100円に見直し、稼働率向上を図る。

区分		使用料		
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
第3練習室	時間区分	800円 300円	1,000円 400円	1200円 400円
	1時間	300円	300円	350円
	当たり	100円	100円	100円

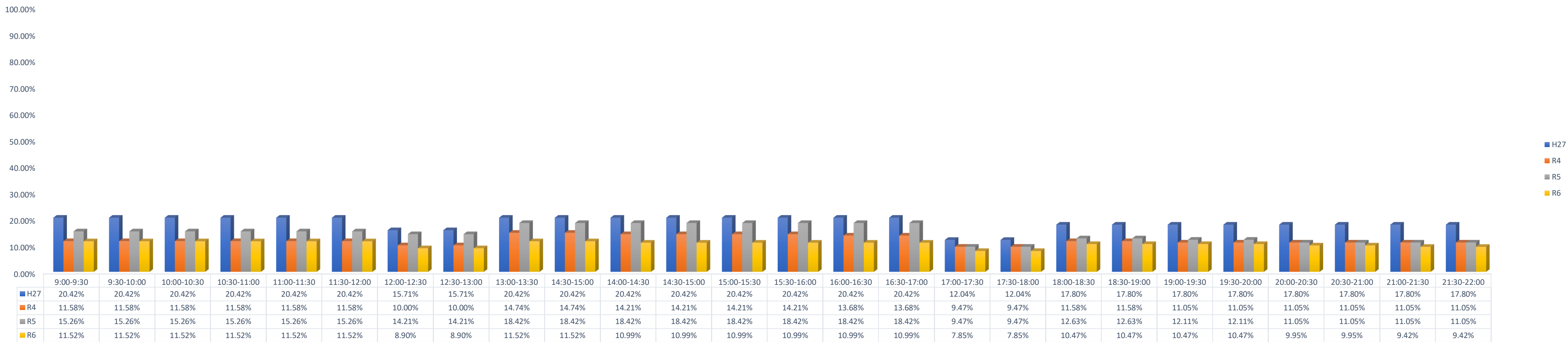




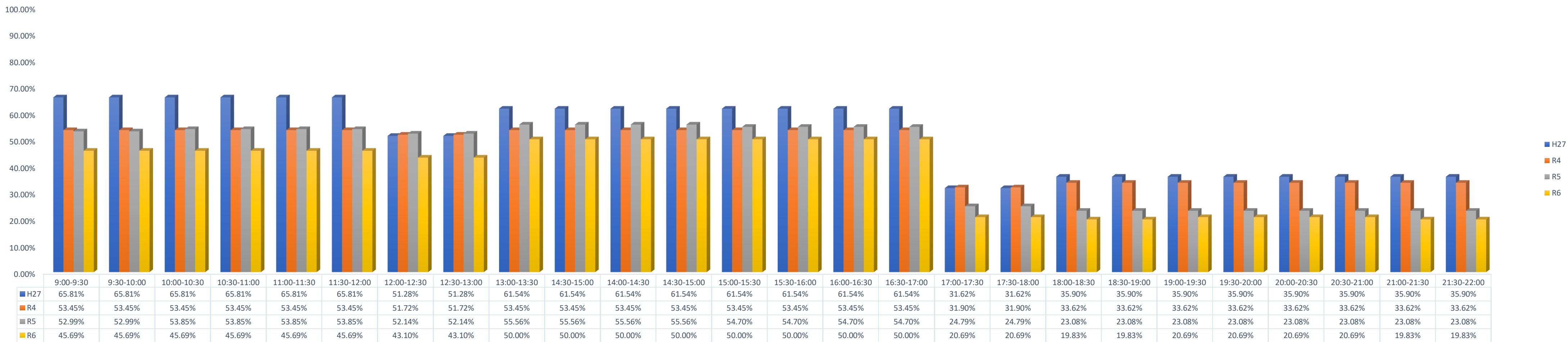
全体稼働率 施設名：文化会館 区分：リハーサル室（2）



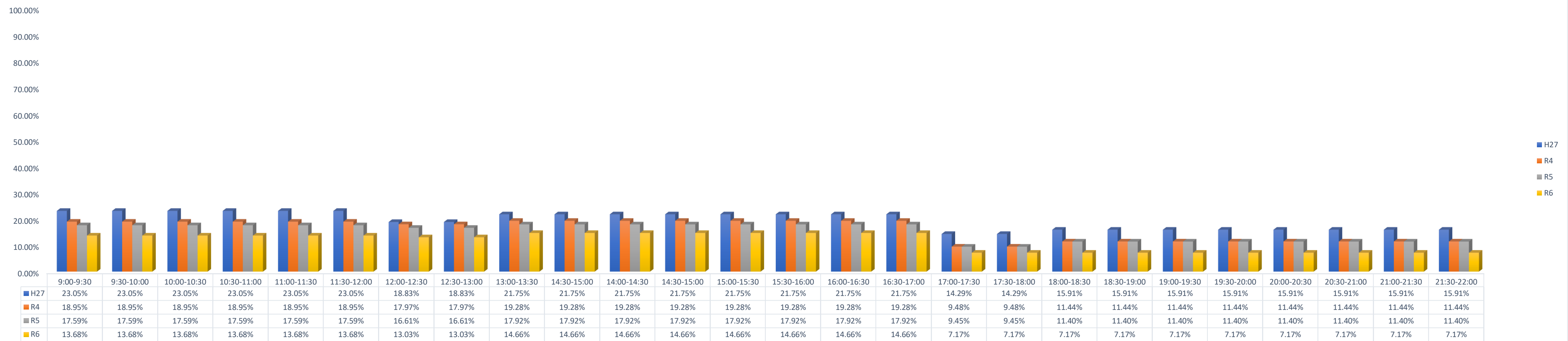
平日稼働率 施設名：文化会館 区分：リハーサル室（2）



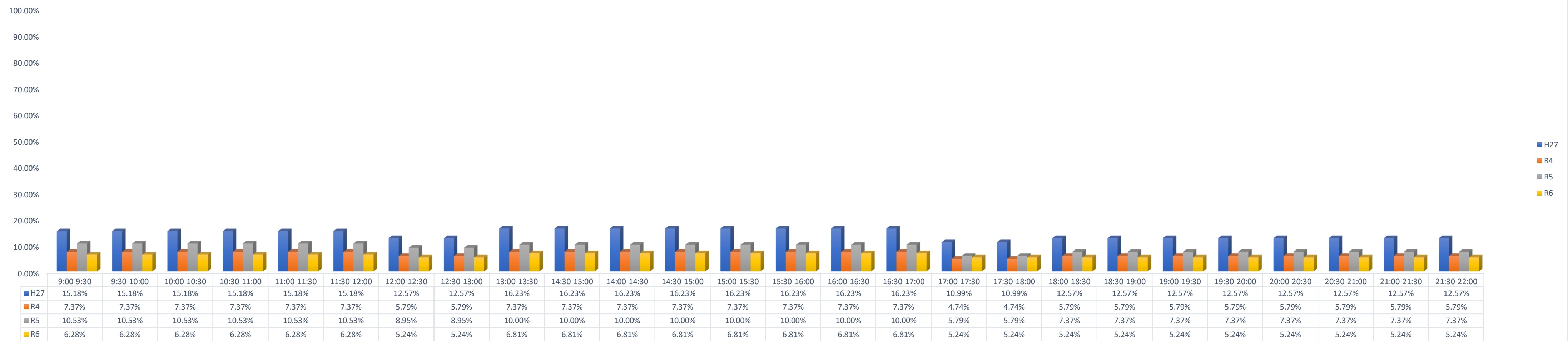
休日稼働率 施設名：文化会館 区分：リハーサル室（2）



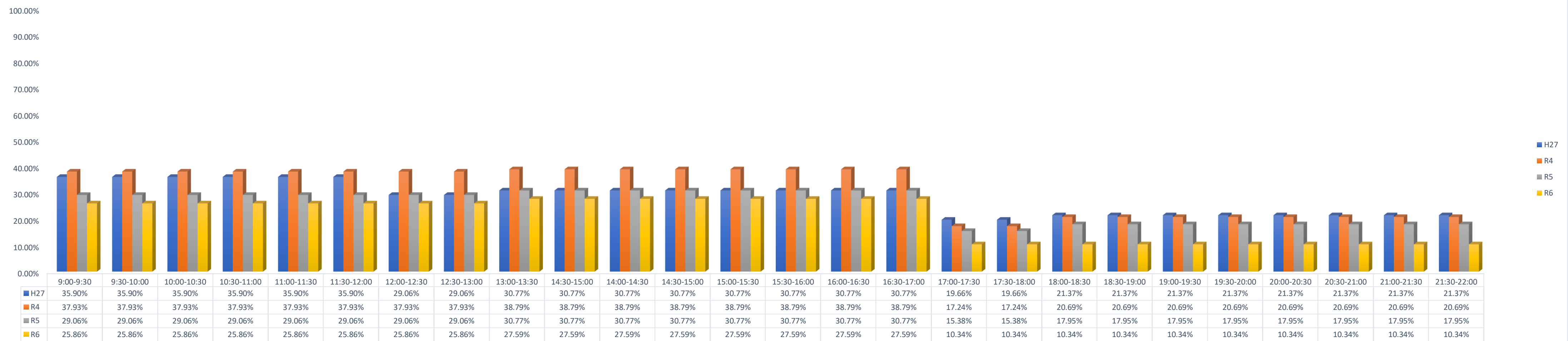
全体稼働率 施設名：文化会館 区分：控え室（１）



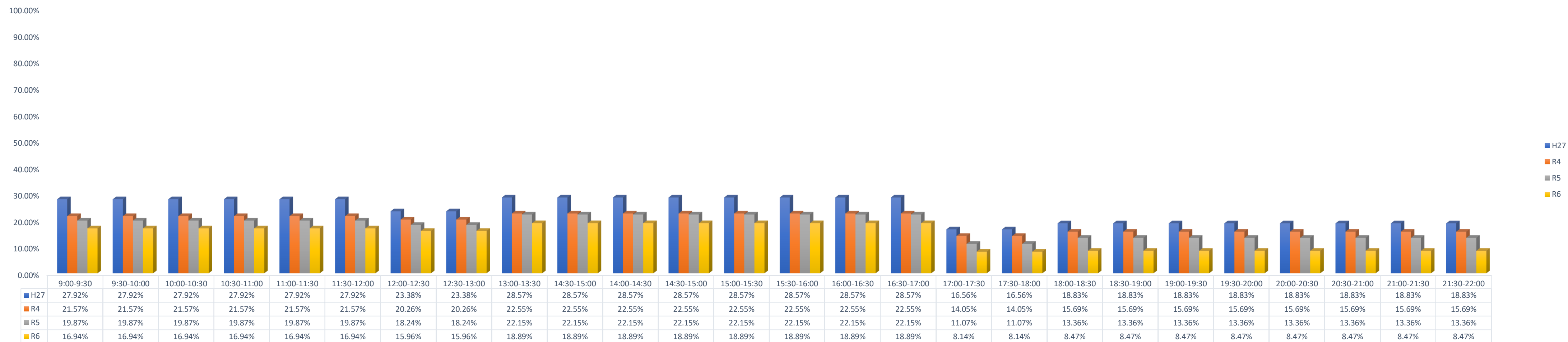
平日稼働率 施設名：文化会館 区分：控え室（1）



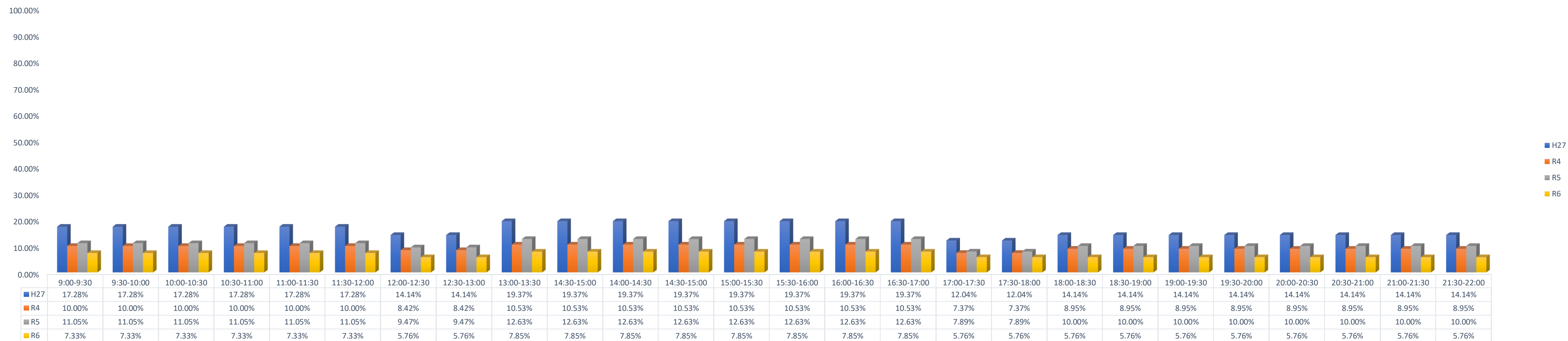
休日稼働率 施設名：文化会館 区分：控え室（1）



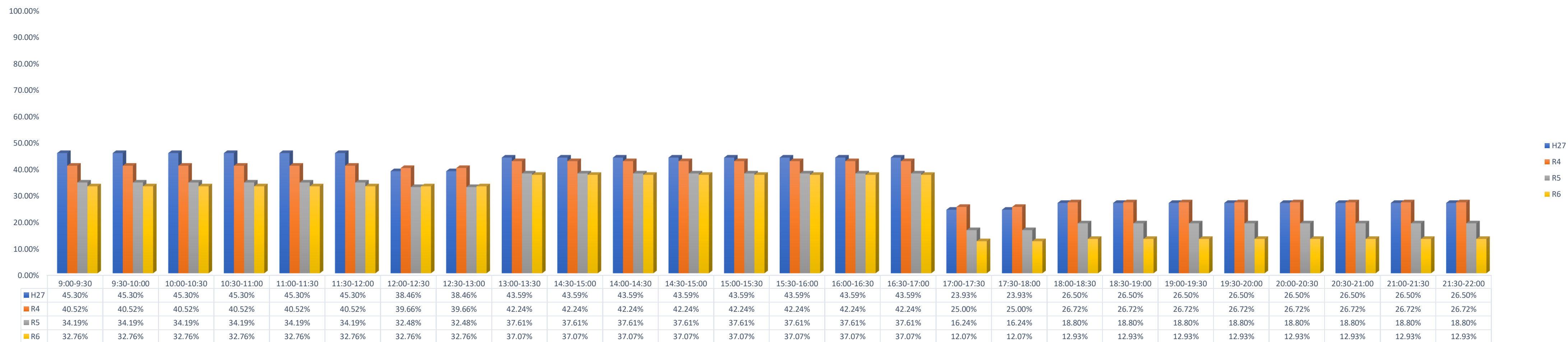
全体稼働率 施設名：文化会館 区分：控え室（2）

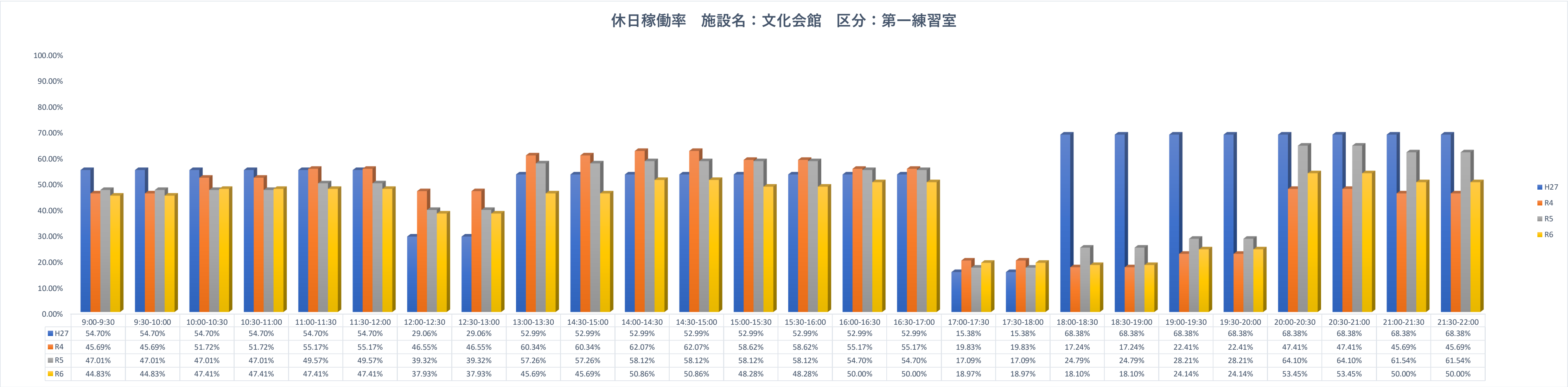
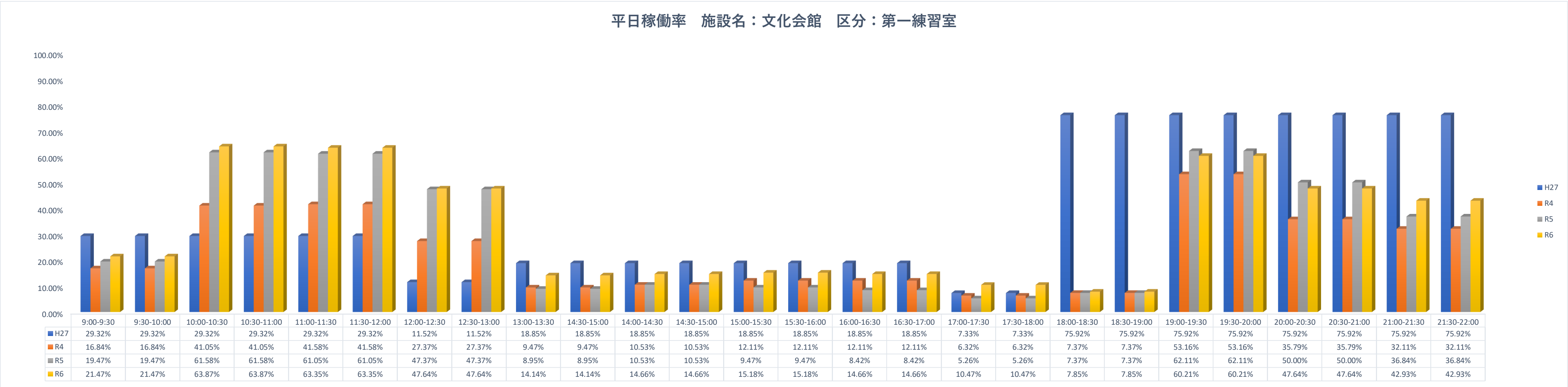
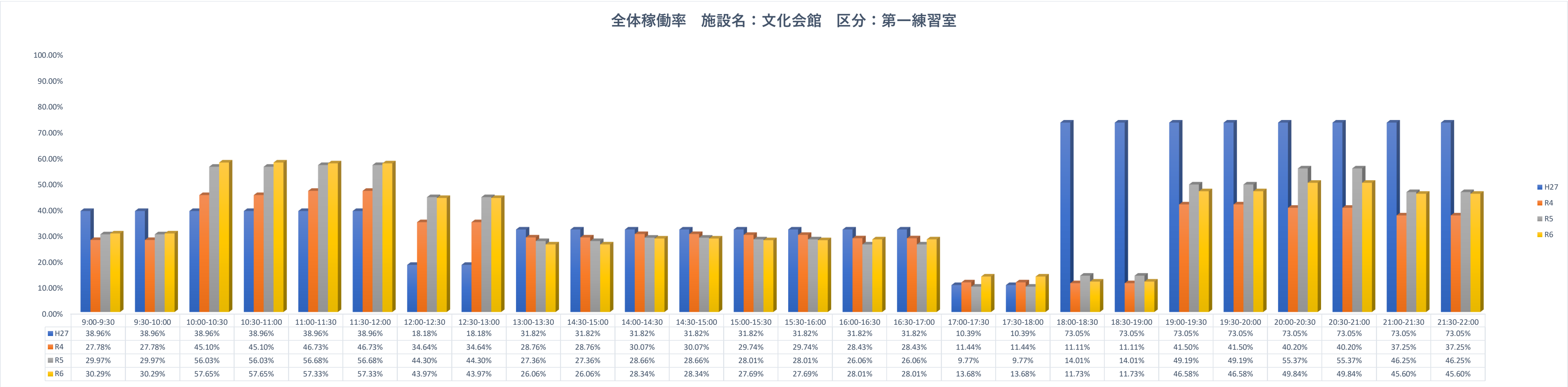


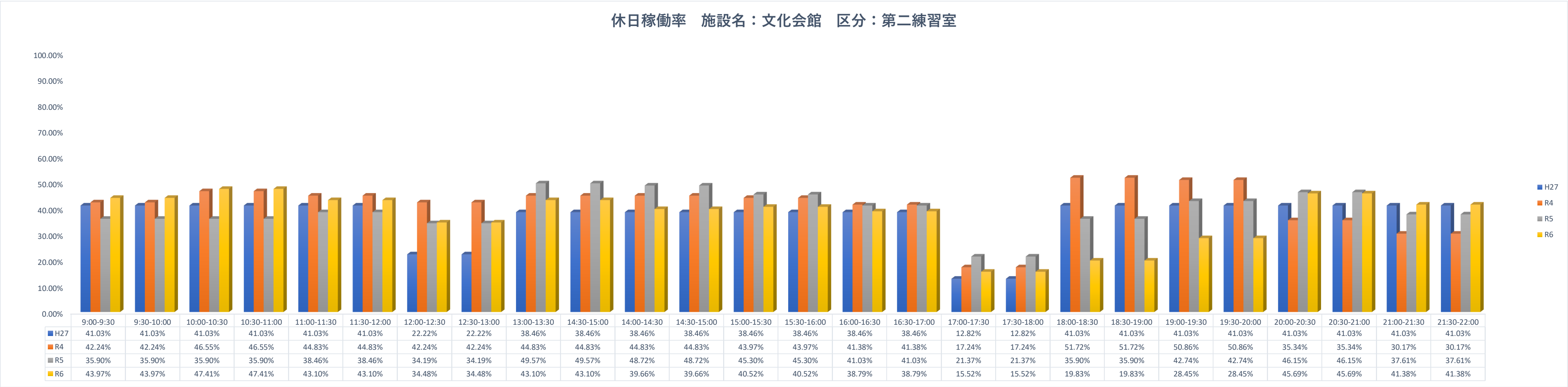
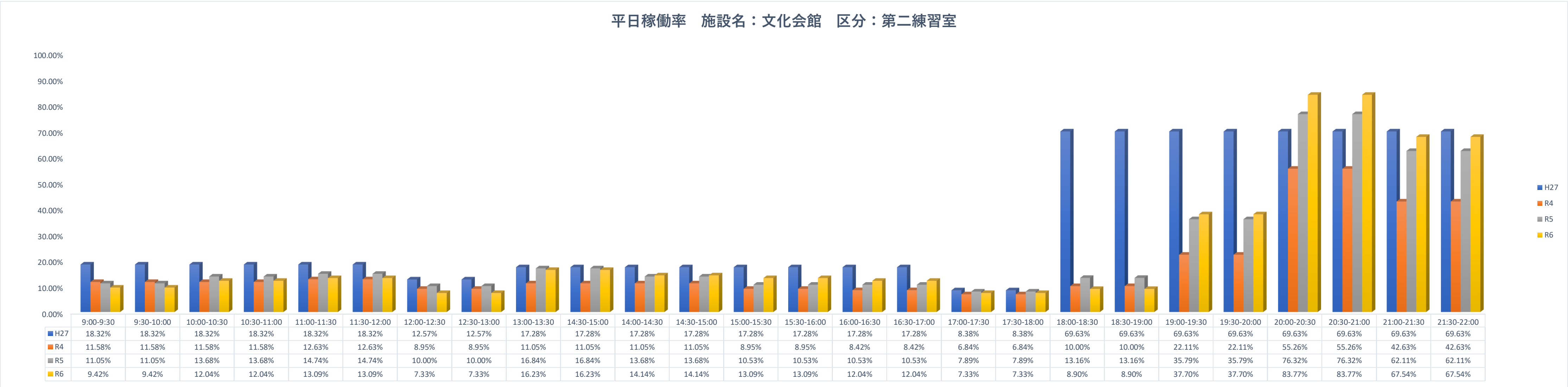
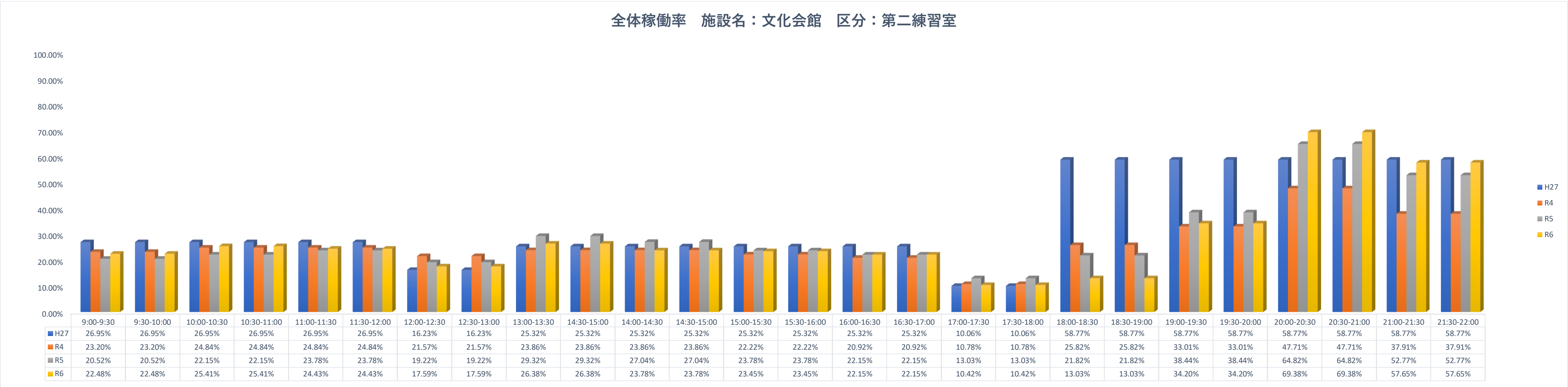
平日稼働率 施設名：文化会館 区分：控え室（2）

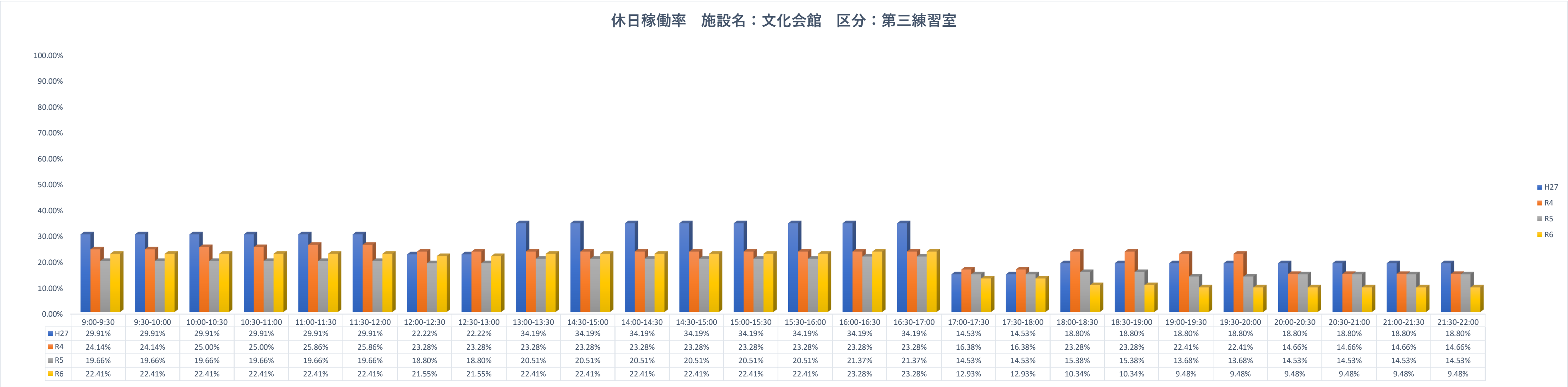
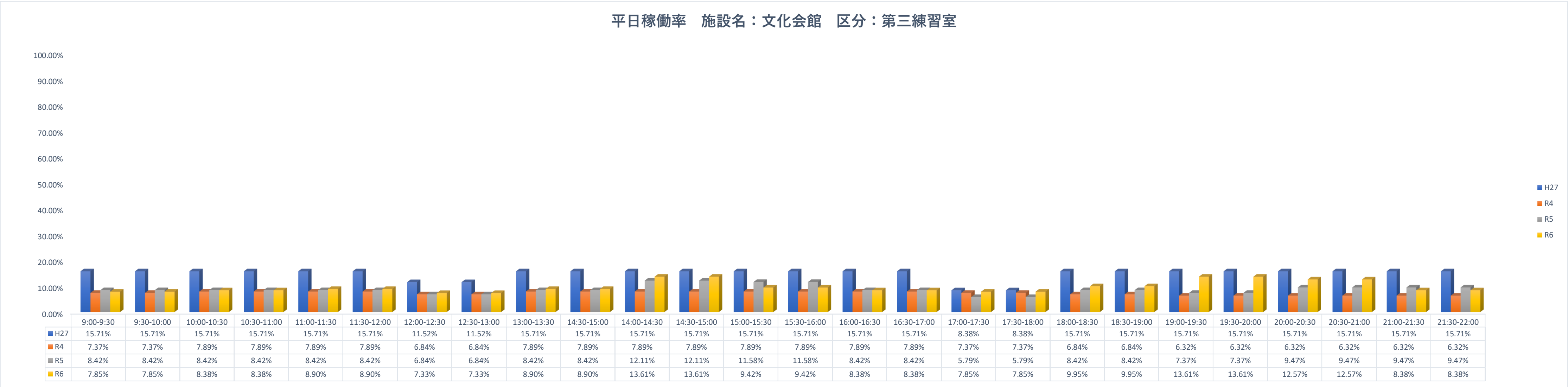
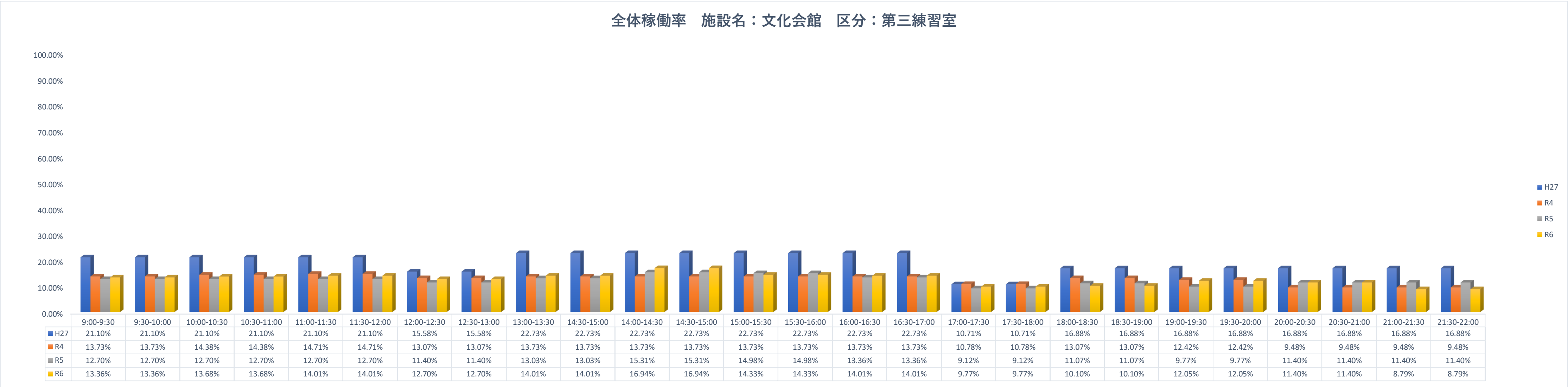


休日稼働率 施設名：文化会館 区分：控え室（2）









利用月	利用施設	利用件数	町外	町内	町内比率
2015年4月	ホール	15	5	10	66.7%
	ステージ	4	2	2	50.0%
	第一練習室	29	13	16	55.2%
	第二練習室	14	5	9	64.3%
	第三練習室	6		6	100.0%
	リハーサル室（１）	9		9	100.0%
	リハーサル室（２）	12	3	9	75.0%
	控え室（１）	7		7	100.0%
	控え室（２）	11	4	7	63.6%
2015年5月	ホール	10	5	5	50.0%
	ステージ	6	5	1	16.7%
	第一練習室	23	16	7	30.4%
	第二練習室	19	14	5	26.3%
	第三練習室	3	2	1	33.3%
	リハーサル室（１）	6	2	4	66.7%
	リハーサル室（２）	6	2	4	66.7%
	控え室（１）	1	1		0.0%
	控え室（２）	3	2	1	33.3%
2015年6月	ホール	9	4	5	55.6%
	ステージ	12	8	4	33.3%
	第一練習室	32	21	11	34.4%
	第二練習室	15	12	3	20.0%
	第三練習室	7	1	6	85.7%
	リハーサル室（１）	8	3	5	62.5%
	リハーサル室（２）	6	2	4	66.7%
	控え室（１）	3		3	100.0%
	控え室（２）	5	2	3	60.0%
2015年7月	ホール	18	9	9	50.0%
	ステージ	12	10	2	16.7%
	第一練習室	43	29	14	32.6%
	第二練習室	35	28	7	20.0%
	第三練習室	4	2	2	50.0%
	リハーサル室（１）	11	5	6	54.5%
	リハーサル室（２）	13	4	9	69.2%
	控え室（１）	7	3	4	57.1%
	控え室（２）	10	4	6	60.0%
2015年8月	ホール	21	10	11	52.4%
	ステージ	9	8	1	11.1%

	第一練習室	30	19	11	36.7%
	第二練習室	22	16	6	27.3%
	第三練習室	5	3	2	40.0%
	リハーサル室（１）	11	5	6	54.5%
	リハーサル室（２）	10	4	6	60.0%
	控え室（１）	6	3	3	50.0%
	控え室（２）	6	3	3	50.0%
2015年9月	ホール	16	7	9	56.3%
	ステージ	6	3	9	150.0%
	第一練習室	29	14	15	51.7%
	第二練習室	16	6	10	62.5%
	第三練習室	9	3	6	66.7%
	リハーサル室（１）	12	4	8	66.7%
	リハーサル室（２）	14	6	8	57.1%
	控え室（１）	8	2	6	75.0%
	控え室（２）	9	2	7	77.8%
2015年10月	ホール	21	6	15	71.4%
	ステージ	6	4	2	33.3%
	第一練習室	27	6	21	77.8%
	第二練習室	21	5	16	76.2%
	第三練習室	13	3	10	76.9%
	リハーサル室（１）	16	4	12	75.0%
	リハーサル室（２）	17	5	12	70.6%
	控え室（１）	11		11	100.0%
	控え室（２）	14	2	12	85.7%
2015年11月	ホール	28	5	23	82.1%
	ステージ	28	5	23	82.1%
	第一練習室	28	6	22	78.6%
	第二練習室	25	8	17	68.0%
	第三練習室	15	3	12	80.0%
	リハーサル室（１）	13	1	12	92.3%
	リハーサル室（２）	18	2	16	88.9%
	控え室（１）	10	1	9	90.0%
	控え室（２）	12	2	10	83.3%
2015年12月	ホール	29	13	16	55.2%
	ステージ	13	6	7	53.8%
	第一練習室	40	13	27	67.5%
	第二練習室	28	8	20	71.4%
	第三練習室	14	2	12	85.7%

	リハーサル室（１）	19	6	13	68.4%
	リハーサル室（２）	20	7	13	65.0%
	控え室（１）	11	2	9	81.8%
	控え室（２）	12	2	10	83.3%
2016年1月	ホール	14	7	7	50.0%
	ステージ	10	5	5	50.0%
	第一練習室	20	3	17	85.0%
	第二練習室	18	8	10	55.6%
	第三練習室	9	3	6	66.7%
	リハーサル室（１）	9	2	7	77.8%
	リハーサル室（２）	10	3	7	70.0%
	控え室（１）	5		5	100.0%
	控え室（２）	5		5	100.0%
2016年2月	ホール	21	8	13	61.9%
	ステージ	12	7	5	41.7%
	第一練習室	27	12	15	55.6%
	第二練習室	22	10	12	54.5%
	第三練習室	6	3	3	50.0%
	リハーサル室（１）	7	2	5	71.4%
	リハーサル室（２）	9	4	5	55.6%
	控え室（１）	1		1	100.0%
	控え室（２）	4	2	2	50.0%
2016年3月	ホール	19	5	14	73.7%
	ステージ	13	8	5	38.5%
	第一練習室	27	7	20	74.1%
	第二練習室	26	8	18	69.2%
	第三練習室	15	1	14	93.3%
	リハーサル室（１）	17	5	12	70.6%
	リハーサル室（２）	18	5	13	72.2%
	控え室（１）	15	4	11	73.3%
	控え室（２）	18	5	13	72.2%
2015年度	ホール	221	84	137	62.0%
	ステージ	131	71	66	50.4%
	第一練習室	355	159	196	55.2%
	第二練習室	261	128	133	51.0%
	第三練習室	106	26	80	75.5%
	リハーサル室（１）	138	39	99	71.7%
	リハーサル室（２）	153	47	106	69.3%
	控え室（１）	85	16	69	81.2%

	控え室（2）	109	30	79	72.5%
--	--------	-----	----	----	-------

使用料収入状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用料	9,741,210	10,561,369	9,678,950
減免額	4,007,200	4,457,775	4,370,171
合計	5,734,010	6,103,594	5,308,779

備品使用料等含む

○益城町文化会館条例

平成26年 6 月25日 条例第11号

改正 令和 3 年 3 月17日 条例第 5 号

益城町文化会館条例

益城町文化会館条例（平成元年益城町条例第21号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 町民の文化の振興を図るため、益城町文化会館（以下「会館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
益城町文化会館	益城町大字木山381番地 1

（業務）

第 3 条 会館は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 芸術文化向上のための自主事業に関すること。
- （2） 音楽文化の振興に関すること。
- （3） 第 1 条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

（休館日）

第 4 条 会館の休館日は、次のとおりとする。

- （1） 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後において、当該休日に最も近い休日でない日）
- （2） 12月28日から翌年 1 月 4 日まで（前号に該当する日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、益城町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

（開館時間）

第 5 条 会館の開館時間は、午前 9 時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（使用の許可）

第 6 条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 会館設置の目的に反すると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。
- (4) その他会館の管理上支障を生じるおそれがあるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき、又は職員の指示に従わないとき。
- (2) 前条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 公益上やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) 会館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理上支障があると認めたとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 町長は、教育委員会が公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 教育委員会が管理上の都合により使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者が使用日の30日前（ホール以外は7日前）までに使用の取消しを申し出て、教育委員会がその理由を認めたとき。
- (3) 使用者が使用日の5日前（ホール以外は2日前）までに使用の取消しを申し出て、教育委員会がその理由を認めたとき。
- (4) その他不可抗力により、使用できなかったとき。

(指定管理者による管理)

第11条 会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、会館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は使用時間を変更することができる。

3 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が会館の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が会館の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
 - (2) 会館の使用の許可に関する業務
 - (3) 施設等の維持及び修繕に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が会館の管理上必要と認める業務
- (利用料金)

第13条 第8条第1項の規定にかかわらず、会館の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を基礎として、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるとき、その他町長が特別の理由があると認

めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 指定管理者が管理上の都合により使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者が使用日の30日前（ホール以外は7日前）までに使用の取消しを申し出て、指定管理者がその理由を認めたとき。
- (3) 使用者が使用日の5日前（ホール以外は2日前）までに使用の取消しを申し出て、指定管理者がその理由を認めたとき。
- (4) その他不可抗力により、使用できなかったとき。

(原状回復義務)

第16条 使用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第7条の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

- 2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。
- 3 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害等を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 町は、第7条各号に掲げる事由に該当して行った使用の許可の取消し若しくは変更、又は使用の停止によって使用者が被った損害について、賠償の責を負わない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年３月17日条例第５号）

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第８条及び第13条関係）

各室等使用料

区分			使用料						
			午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	冷暖房使用料
			9時～12 時	13時～17 時	18時～22 時	9時～	13時～	9時～	
ホー ル	使用者 が入場 料を徴 収しな い場合	平日	7,700円	10,300円	12,400円	18,000円	22,700円	30,400円	（１時間当 たり）
		土曜日、日 曜日及び休 日	9,400円	12,600円	15,100円	22,000円	27,700円	37,100円	冷房 4,400円
	使用者 が入場 料を徴 収する 場合	平日	17,000円	22,600円	28,000円	39,600円	50,600円	67,600円	暖房
		土曜日、日 曜日及び休 日	20,700円	27,600円	34,000円	48,300円	61,600円	82,300円	3,400円
	ステージ		2,700円	3,600円	4,300円	6,300円	7,900円	10,600円	（１時間当 たり） 冷房 2,200円 暖房 1,700円
そ の 他	第１練習 室	時間区分	1,700円	2,300円	2,700円	4,000円	5,000円	6,700円	
		１時間当 たり	600円	600円	700円				
	第２練習	時間区分	1,200円	1,700円	2,400円	2,900円	4,100円	5,300円	

	室	1 時間当 たり	450円	450円	650円				
	第 3 練習 室	時間区分	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,200円	3,000円	(1 時間当た り)
		1 時間当 たり	300円	300円	350円				冷房
	リハーサ ル室(1)	時間区分	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,200円	3,000円	暖房
		1 時間当 たり	300円	300円	350円				
	リハーサ ル室(2)	時間区分	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,200円	3,000円	
		1 時間当 たり	300円	300円	350円				
	控室(1)		800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,200円	3,000円	
	控室(2)		800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,200円	3,000円	
附属設備等			町長が定める額						

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされる日をいう。
- 許可使用者が会館を使用する場合において、入場料を徴収しないが、入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合及びその他これに準ずる場合をいう。）並びに営業の宣伝、その他これに類する目的をもって無料で入場させるときは、入場料を徴収したものとみなして使用料を徴収する。
- 使用許可の変更許可を受けて使用時間を延長しようとする場合は、1時間に限ることとし、その使用料は、次に掲げるとおりとする。この場合においては、30分以上は1時間とみなす。
 - 12時から13時までの場合
 - 17時から18時までの場合
 - 22時から23時までの場合
それぞれの許可使用料の額に100分の20を乗じて得た額

- 4 ホール以外の施設を、入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的として使用するときの使用料は、本表の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 5 ホールを専らリハーサル、準備等のために使用する場合の使用料の額は、使用者が入場料を徴収しない場合の使用料の額とする。
- 6 ホールステージを専ら練習会場として使用する場合の申請は、利用日 1 か月前にホールが空いている場合に限る。

改正

令和3年3月17日教委規則第4号

令和4年9月27日教委規則第10号

令和5年11月1日教委規則第8号

益城町文化会館条例施行規則

益城町文化会館条例施行規則（平成元年益城町規則第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、益城町文化会館条例（平成26年益城町条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第2条 益城町文化会館（以下「会館」という。）の使用許可を受けようとする者は、益城町文化会館使用許可申請書（別記第1号様式）を益城町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書は、ホールを使用しようとする日の13か月前（ホール以外の施設は2か月前）から受け付けるものとする。ただし、町外者の使用の場合は、ホールを使用しようとする日の12か月前（ホール以外の施設は1か月前）から受け付けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

4 第1項に規定する許可申請書の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（使用の許可）

第3条 教育委員会は、前条の許可申請書を適当と認めたときは、益城町文化会館使用許可書（別記第2号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が会館を使用する場合は、前項の許可書を職員に提示しなければならない。

（使用許可の変更等）

第4条 使用者が、使用許可を受けた事項の変更又は取消しを受けようとするときは、速やかに益城町文化会館使用許可変更・取消申請書（別記第3号様式。以下「許可変更・取消申請書」という。）に許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、許可の変更又は取消しを承認したときは、益城町文化会館使用許可変更・取消承認通知書（別記第4号様式。以下「許可変更・取消通知書」という。）を使用者に交付するものとする。

（付属設備等の使用料）

第5条 条例別表付属設備等の項中町長が定める額は、別表のとおりとする。

（使用料の納付）

第6条 使用者は、許可書受領と同時に使用料を納付しなければならない。ただし、超過使用料及び付属設備等使用料が生じたときは、使用終了後すみやかに納付するものとする。

（使用料の減免）

第7条 条例第9条の規定による使用料の減免については、益城町公の施設の使用料の減額及び免除に関する規則（令和4年益城町規則第34号）によるものとする。

2 使用料の減免を受けようとする者は、益城町文化会館使用料減免申請書（別記第5号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

（使用料の還付）

第8条 条例第10条ただし書の規定により使用料を還付できる額は、次の各号に定める額とする。

- （1） 条例第10条第1号及び第4号に該当するとき。 使用料の全額
- （2） 条例第10条第2号に該当するとき。 使用料の7割
- （3） 条例第10条第3号に該当するとき。 使用料の5割

2 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、益城町文化会館使用料還付申請書（別記第6号様式）に、許可書及び領収書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第9条 会館を使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- （1） 許可なく施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用しないこと。
- （2） 施設等を損傷又は汚損しないこと。
- （3） 所定の場所以外に出入りしないこと。
- （4） 許可なく物品の販売をしないこと。
- （5） 許可なくして壁、柱等に貼り紙等をしないこと。
- （6） 施設等使用後は、直ちに整理し、清掃し、清潔の保持に努めること。
- （7） 使用時間を厳守すること（使用時間は準備、後片付け、清掃の時間も含む。）。

- (8) 使用目的以外に使用し、又は他の者に転用させないこと。
- (9) 施設等を損傷したときは、速やかに管理者に報告し、その指示に従うこと。
- (10) 入所定員を超えて入場させないこと。
- (11) 施設の維持・秩序保持のため職員の指示がある場合は、責任者及び整理員を置くこと。
- (12) その他職員の指示する事項に従うこと。

2 前項各号のいずれかに違反する行為があった場合は、その者又は団体に対しては、その後の使用を許可しない。

(指定管理者による管理)

第10条 条例第11条第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条から第4条及び第8条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第11条第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条第4項の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、会館の使用許可申請の受付時間を変更することができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日教委規則第4号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月27日教委規則第10号)

この規則は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以後の使用料から適用する。

附 則 (令和5年11月1日教委規則第8号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

附属設備使用料

区分	品名	単位	1回の使用料 (円)
舞台器具	指揮台 (大)	台	540
	指揮台 (小)	台	220

	指揮者譜面台	台	110
	楽団用譜面台	台	60
	演台（袖机付）	台	540
	司会台	台	220
	平台	枚	110
	長机	台	110
	椅子	脚	60
	ホワイトボード	台	110
	屏風（びょうぶ）	双	1,070
	毛せん	枚	110
	しゃ幕（グレー・黒）	枚	1,070
	ホリゾン幕	枚	540
	持込電源	1 k w	220
	箱馬	個	50
	開き足	脚	60
	吊りバトン	本	110
	国旗	枚	300
	畳	枚	60
	高座用座布団	枚	110
	めくり台	台	220
	展示用パネル	台	110
	ひな壇用階段	台	110
	スモークマシン	台	1,070
照明器具	サスペンションライト	列	1,070
	シーリングライト	列	1,600
	スポットライト（1,000W）	台	220
	スポットライト（500W）	台	110
	フォローピンスポットライト	台	1,070
	ランプピン（650W）	台	320

	パイプオルガンライト（ローホリ）	列	270
	エフェクトマシン	式	540
	照明スタンド	本	60
	ミラーボール	台	540
音響器具	C Dプレーヤー	台	540
	カセットデッキ	台	540
	MDプレーヤー	台	540
	マイク（ワイヤレス）	本	1,070
	マイク（ダイナミック）	本	430
	マイク（コンデンサー）	本	540
	マイク（三点つり）	式	540
	マイクスタンド	台	60
	ステージスピーカー	式	540
	はね返りスピーカー	式	540
	アンプ付きスピーカー（大）	台	320
	アンプ付きスピーカー（小）	台	110
	エフェクター	台	320
	音響拡声装置	式	1,070
映像器具	プロジェクター	台	4,000
	ブルーレイデッキ	台	1,070
	吊下げスクリーン（大）	枚	1,070
	吊下げスクリーン（小）	枚	540
楽器類	ピアノ・スタインウェイ	台	4,280
	ピアノ・ベーゼンドルファー	台	4,280
	ピアノ・アトラスAG7	台	540
	足台	台	60

備考

- この表に定める使用料は、条例別表に定める午前、午後及び夜間の時間区分におけるそれぞれの利用を1回として計算する。

2 使用料は、消費税を含んだ金額とする。

別記第1号様式（第2条関係）

益城町文化会館使用許可申請書 益城町教育委員会様 年 月 日 申請者 住所（主たる事務所の所在地） 氏名（団体名及び利用者氏名） 印 電話 益城町文化会館条例及び同施行規則承諾のうえ、下記のとおり申請します。 記				
使用目的			人員	名
使用室 日時	使用室	使用日時		
使用附帯設備等				
備考				

益城町文化会館使用許可書 益城町教育委員会 年 月 日 申請者 住所（主たる事務所の所在地） 氏名（団体名及び代表者氏名） 印 電話 下記のとおり使用を許可します。 記				
使 用 目 的			人 員	名
使 用 室 日 時	使 用 室	使 用 日 時		
使用附帯設備等				
備 考				

別記第3号様式（第4条関係）

益城町文化会館使用許可変更・取消申請書			
年 月 日			
益城町教育委員会 様			
申請者 <u>住所（所在地）</u> <u>（団体名）</u> <u>氏名（代表者名）</u> 印 電話			
下記のとおり（変更・取消）したいので許可されるよう申請します。			
許可番号	第 号	許可日	年 月 日
行 事 の 名 称			
行 事 の 内 容			
区 分	使 用 施 設	使 用 日 時	
許可事項		年 月 日 曜 時～ 時	
変更事項		年 月 日 曜 時～ 時	
変更・取消 理 由			
備 考			

別記第4号様式（第4条関係）

益城町文化会館使用許可変更・取消承認通知書

年 月 日

様

益城町教育委員会

年 月 日付で申請された使用許可（変更・取消）については、下記のとおり使用許可事項について、（変更・取消）を承認したので通知します。

許 可 番 号	第 号	許 可 日	年 月 日
行事の名称			
行事の内容			
区 分	使 用 施 設	使 用 日 時	
許 可 事 項		年 月 日 曜 時～ 時	
変 更 事 項		年 月 日 曜 時～ 時	
変更・取消 理 由			
還 付 事 項	1. 納付済額 円 2. 還付額 円		

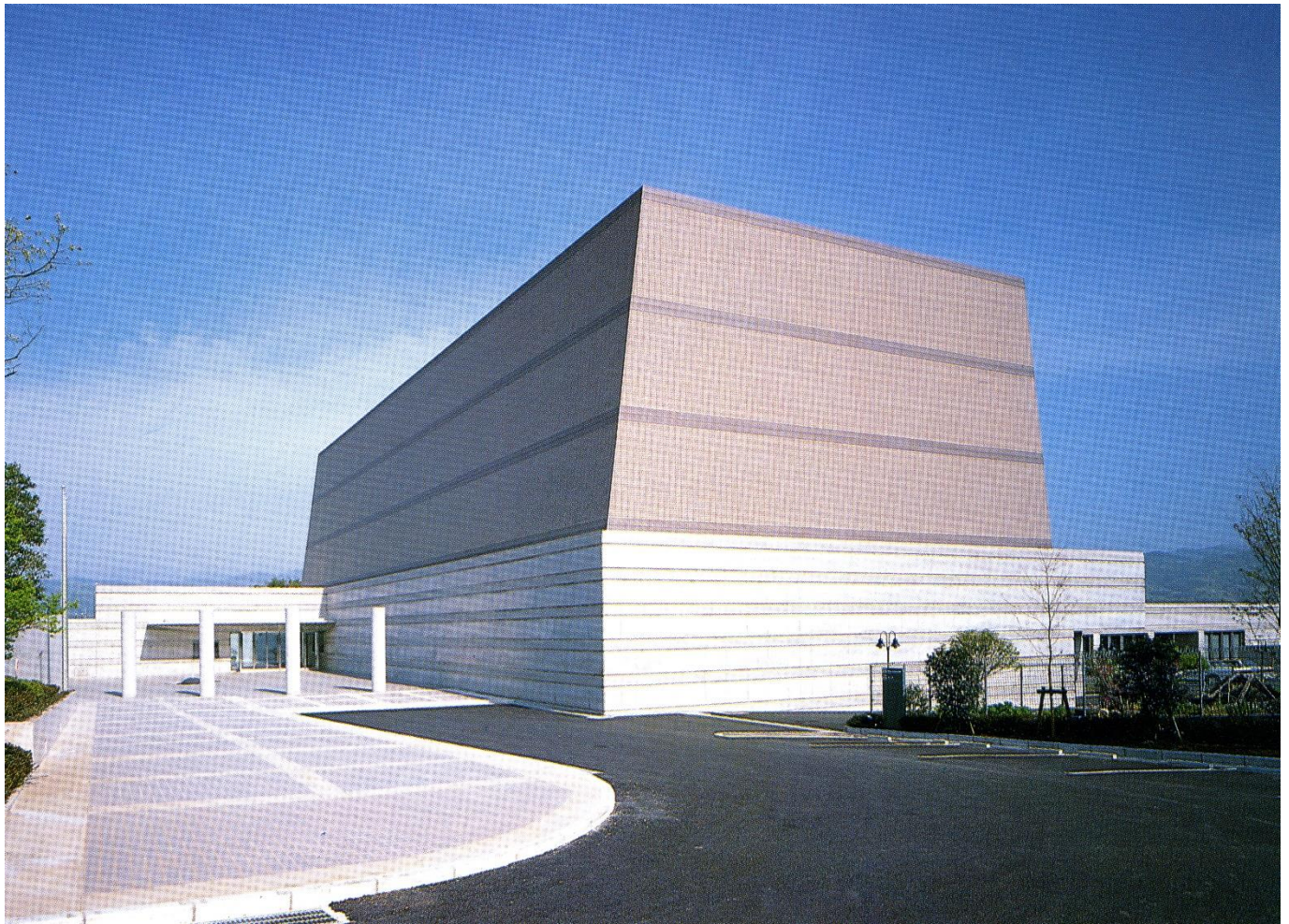
益城町文化会館使用料減免申請書			
		年	月
益城町教育委員会		様	
申請者		住所（所在地） （団体名） 氏名（代表者名） 電話	
印			
下記のとおり使用料の減免を受けたいので、条例施行規則第7条の規定に基づき申請します。			
使 用 目 的			
使 用 室 日 時	使用室	使 用 日 時	
減 免 の 理 由			
使 用 料	本来支払うべき使用料	減免額	使用料徴収額
	円	円	円
許可 区分	減免の可否	可 ・ 否	
	減免率	%	
	特記すべき事項		

別記第6号様式（第8条関係）

益城町文化会館使用料還付申請書 年 月 日 益城町教育委員会 様 申請者 <u>住所（所在地）</u> <u>（団体名）</u> <u>氏名（代表者名）</u> 印 <u>電話</u> 下記のとおり使用できなくなったので使用料の還付を申請します。	
許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
使用をやめた 施 設・設 備	
使用しなかった 理 由	
既納の使用料	円
備 考	

施設写真

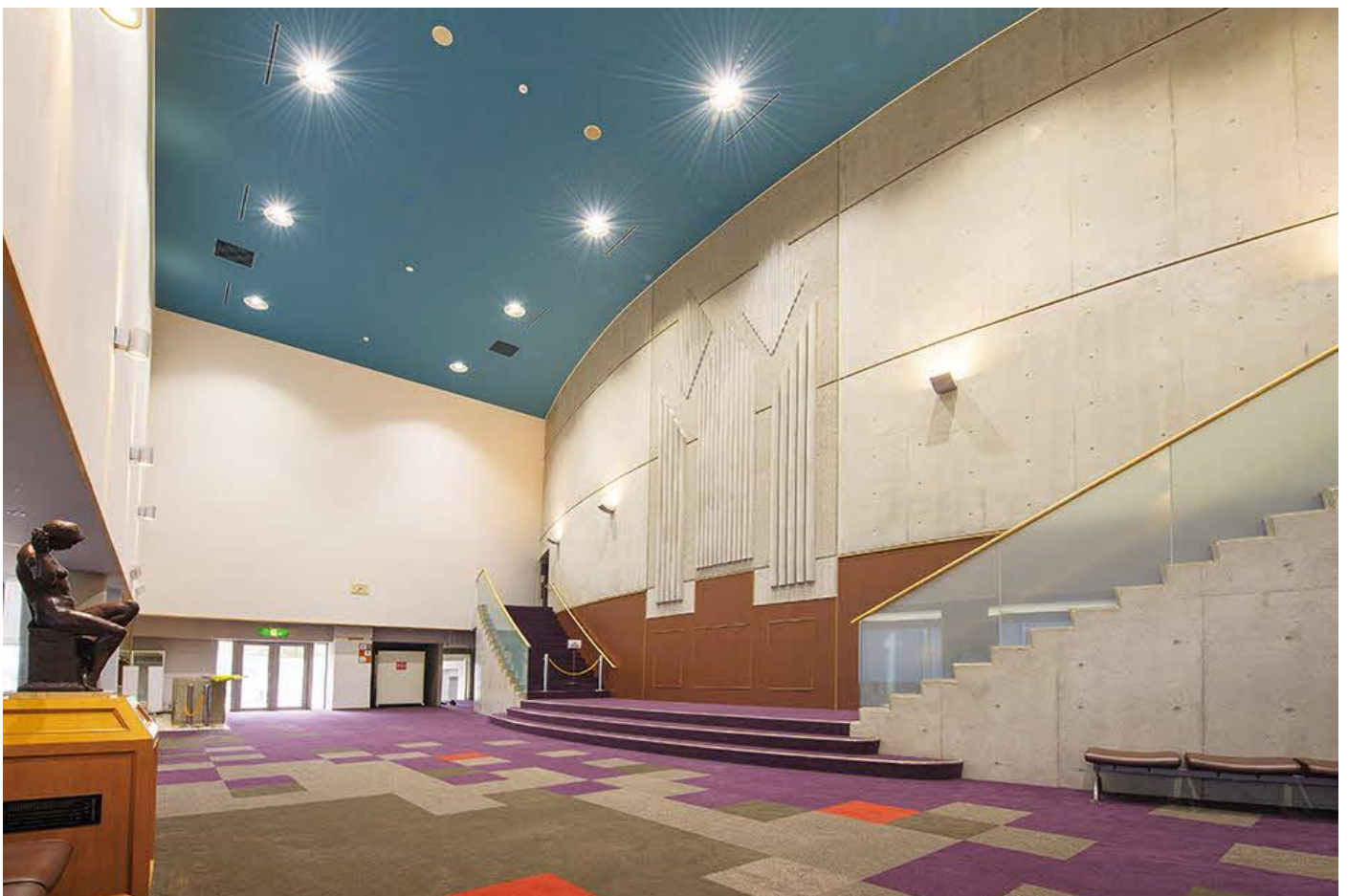
正面



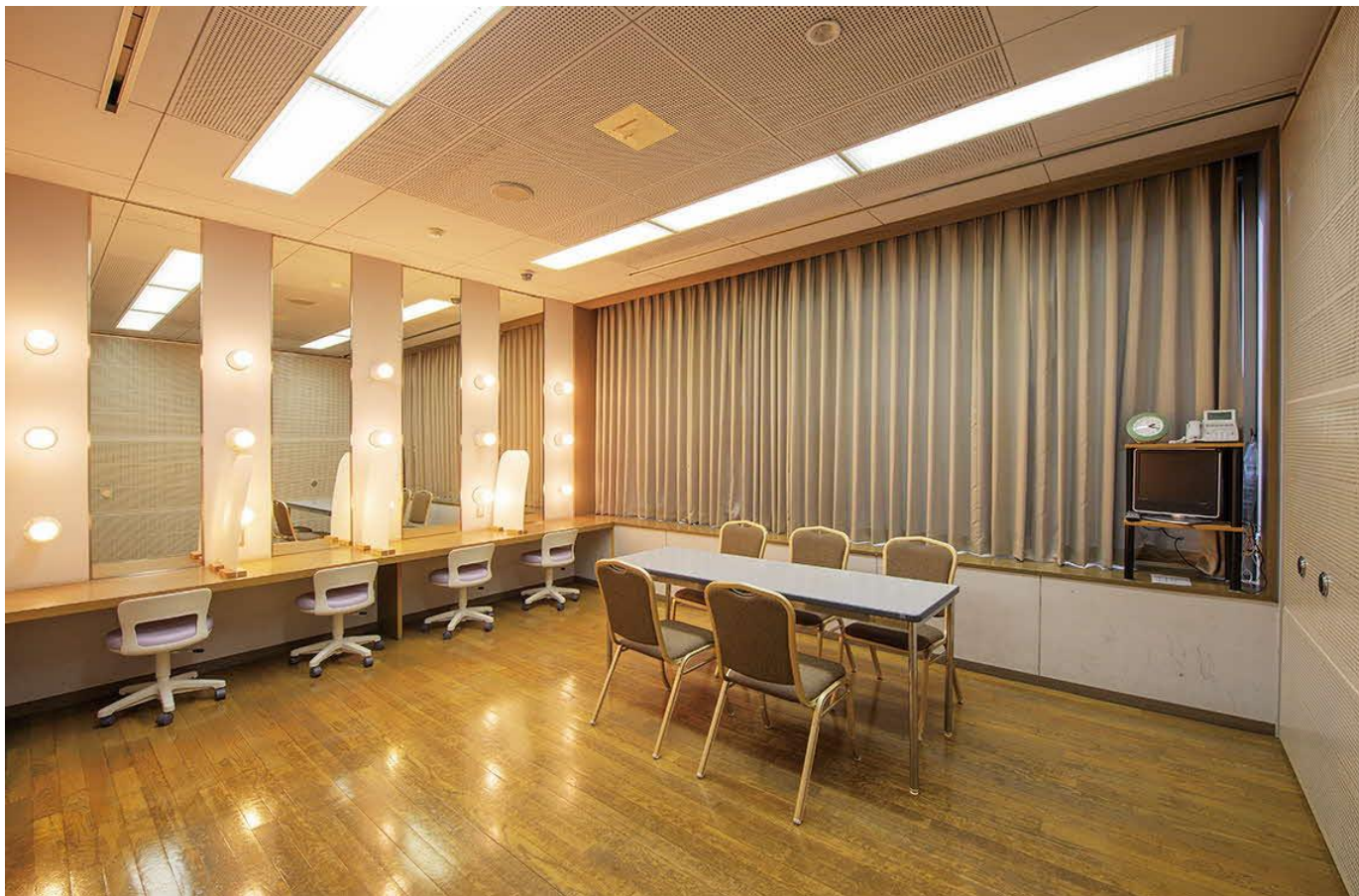
ホール



ホワイエ



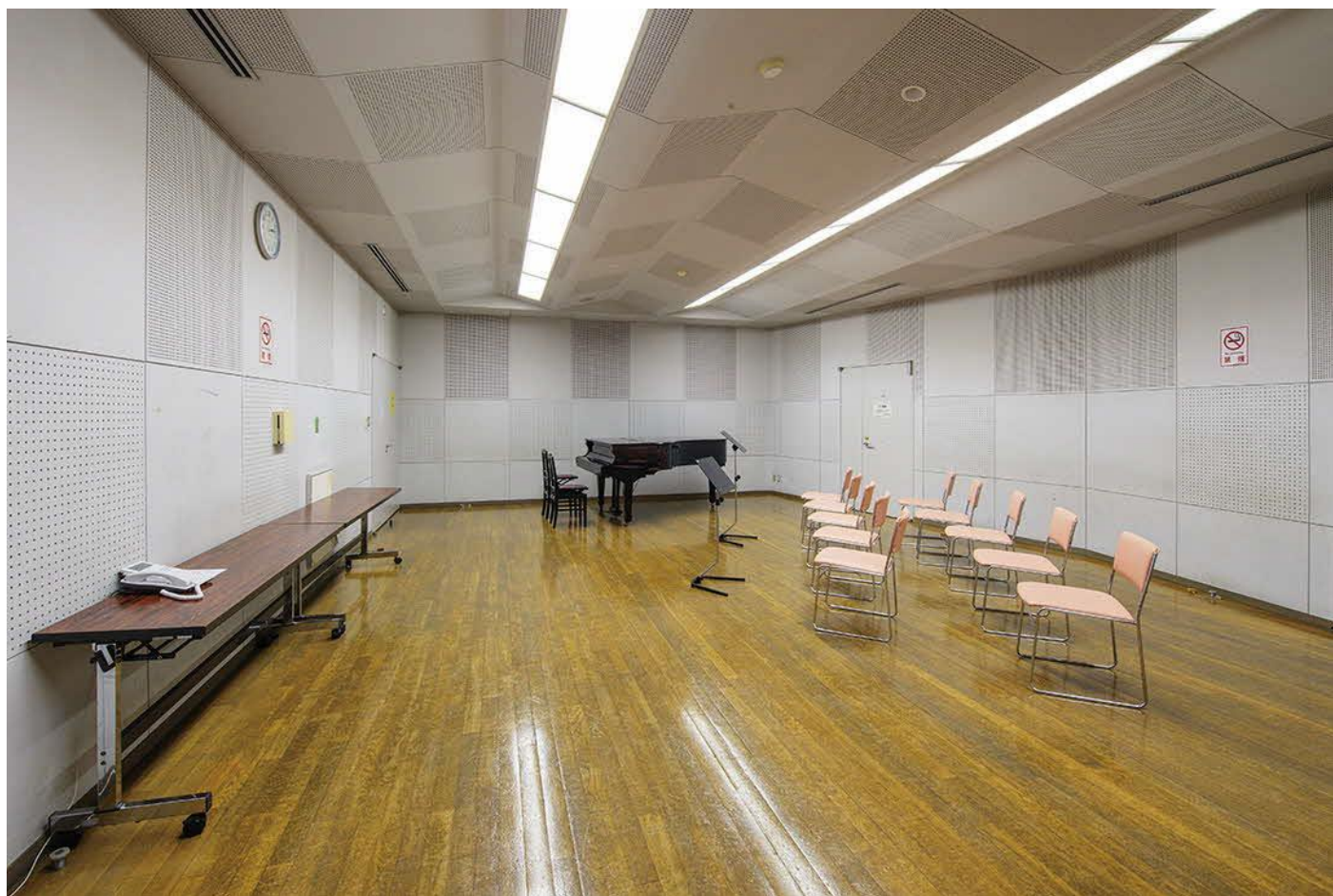
リハーサル室



控室



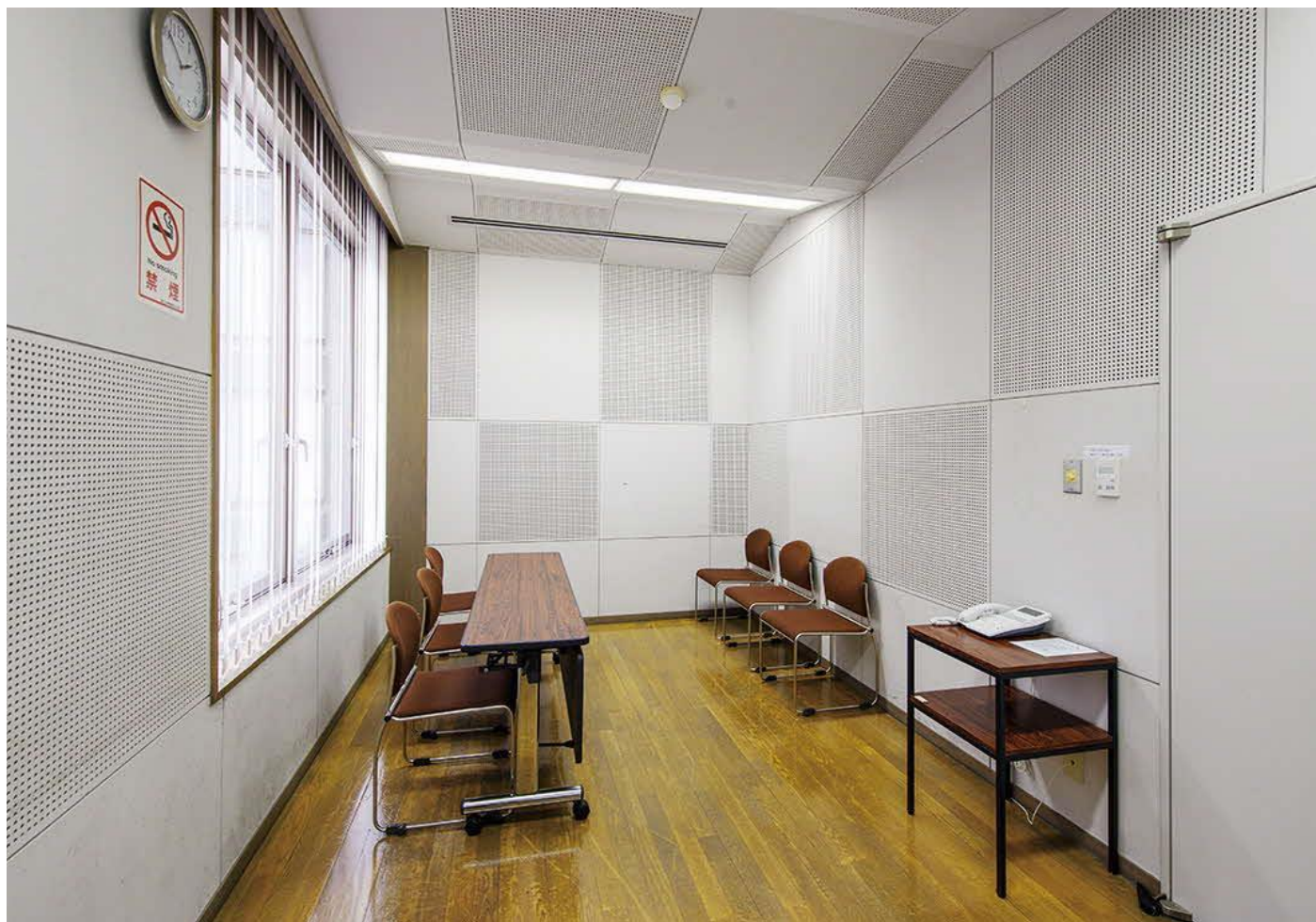
第一練習室



第二練習室



第三練習室





E 駐車場 10 台

A 駐車場 50 台

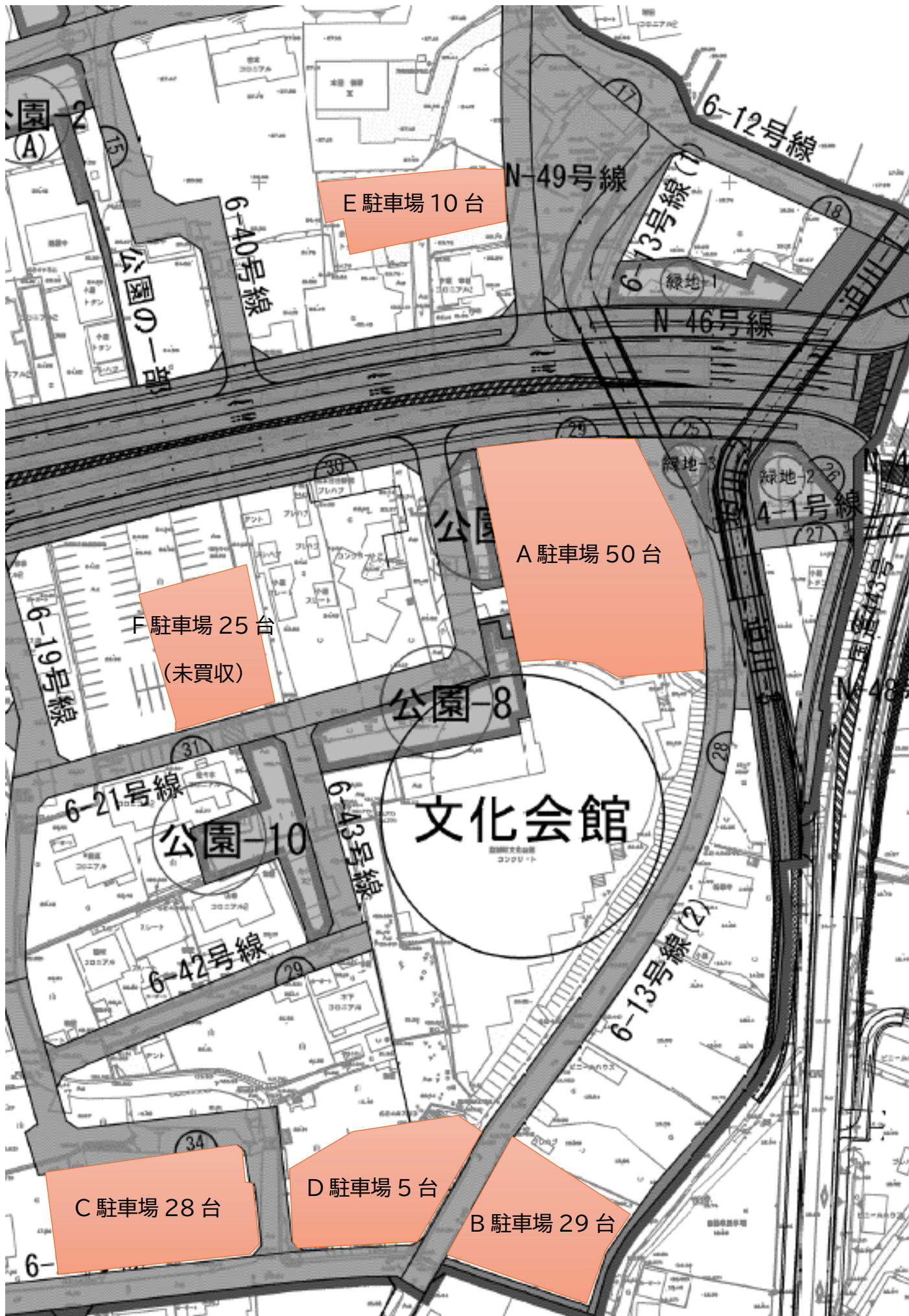
F 駐車場 25 台
(未買収)

公園-8
文化会館

C 駐車場 28 台

D 駐車場 5 台

B 駐車場 29 台



E 駐車場 10 台

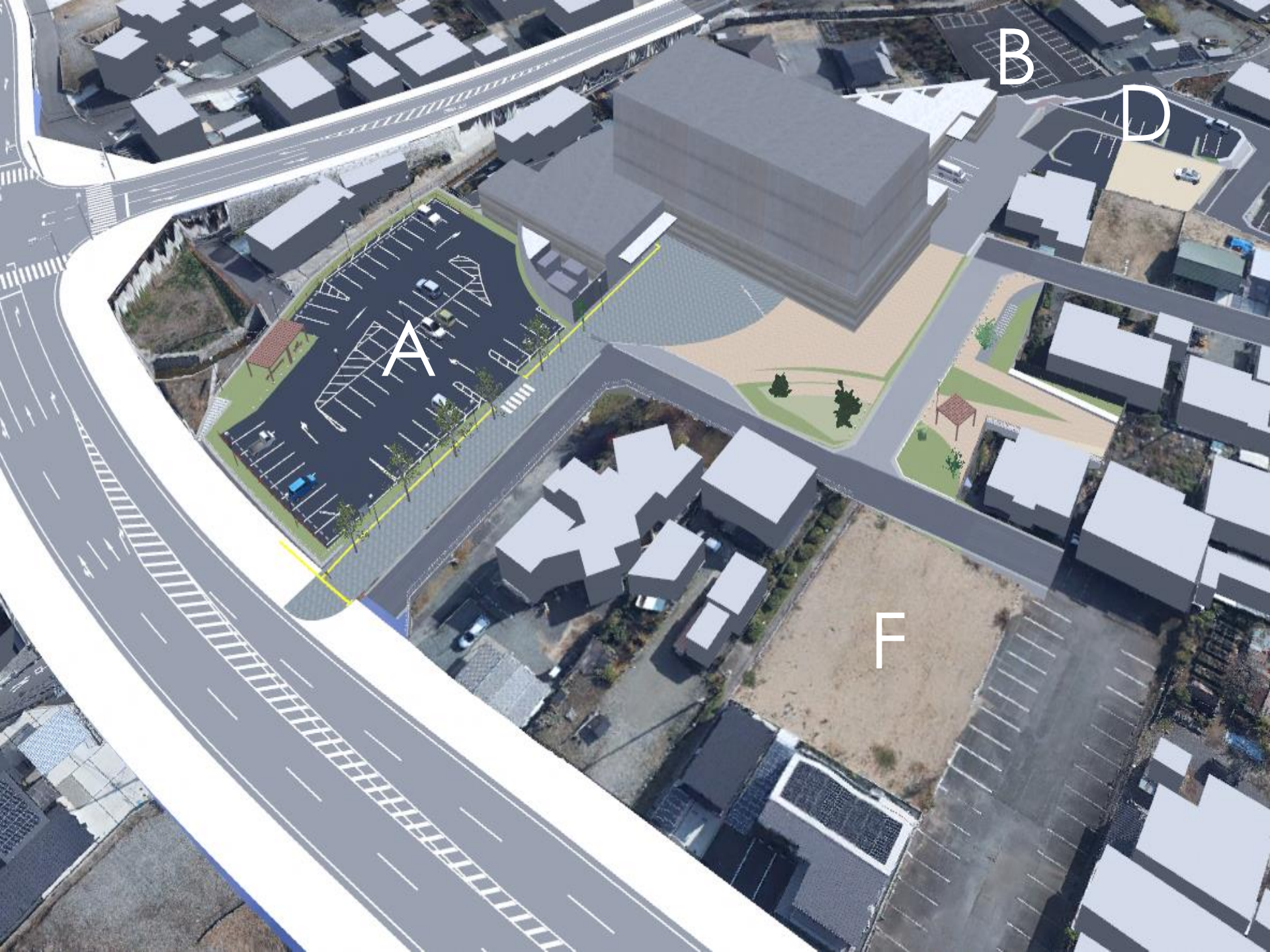
A 駐車場 50 台

F 駐車場 25 台
(未買収)

C 駐車場 28 台

D 駐車場 5 台

B 駐車場 29 台



B

D

A

F



A



文化会館周辺は検討中モデルです

文化会館周辺は検討中モデルです







文化施設建設は改訂中モデルです

C

D

B





